

諸報告資料

(平成28年門真市教育委員会第1回定例会)

門真市教育委員会

門真市教育振興基本計画（素案）に対する
意見募集結果について

1. 案件名
門真市教育振興基本計画（素案）
2. 意見募集期間
平成27年12月1日（火）～12月23日（水）
3. 実施機関（担当所管課）
 - (1) 名称： 学校教育部 教育総務課
 - (2) 電話番号： 06 - 6902 - 6082
4. 閲覧場所
教育総務課、学校教育課、市役所本館入口、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、門真市民プラザ、市立公民館、市立文化会館、市民交流会館（中塚荘）、図書館本館、市民文化会館（ルミエールホール）、女性サポートステーション（WESS）
5. 受付した意見等の件数等
31件 ※8名の方から意見が出されました。
6. 意見
別紙のとおり

門真市教育振興基本計画（素案）に対する意見

意見の概要	
1	<p>P 7 ⑤読書の状況について</p> <p>門真市立図書館の調査データをお使いですが、利用頻度については「子どもの読書活動推進の取組み調査」の悉皆データもあり、そこでは一人当たり貸出冊数も記載されていたはずです。</p>
2	<p>P 7 ⑤読書の状況について</p> <p>学力上位の自治体には司書教諭の授業時数軽減を図るところもあると聞いています。</p> <p>たとえば司書教諭資格のある首席(指導教諭)には必ず司書教諭を発令し、時間軽減教諭を配置するというような措置を目指すというのも一案だと思います。</p>
3	<p>P 9 基本目標 1 について</p> <p>「15年一貫教育」という言葉だけでは、何のことかわかりにくい感じがします。脚注を読めばわかるのですが、基本目標なので、教育に携わっていない市民がみても、わかりやすい言葉にした方がよいと思うので、例えば、「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」とすればどうでしょうか</p>
4	<p>P 12 (1) 子どもの主体的な学びの育成及び</p> <p>P 16 (3) 豊かな心をはぐくむ教育の充実について</p> <p>P 12 (1) 子どもの主体的な学びの育成の今後の方向性に、「すべての子どもが認められる集団づくりを基盤」、P 16 (3) 豊かな心をはぐくむ教育の充実の現状と課題に「それぞれの良さや違いを認め合い、尊敬の念を持って、ともに生きていこうとする豊かな人権感覚の育成が望まれている」という記述があるので、主な実施事業の部分でも、「子ども達をつなげる」ことのできるような事業を入れていただきたい。</p>

5	<p>自尊感情について</p> <p>現状と課題や今後の方向性での多くで「自尊感情」について記述がなされていますが、主な事業の部分では、P13②習熟度別指導等の効果的な実施、P15①信頼関係の構築と自尊感情の育成等でしか具体的な記述がされていません。他の事業の中でも「自尊感情」を高める事業はあると思うので、もっと前面にだしてはどうでしょうか。</p>
6	<p>自尊感情について</p> <p>P46の分析から分かるように、「自分には、よいところがあると思いますか」の項目が極端に低いと思います。自尊感情を高める人権教育をさらに充実させるべきではないでしょうか。</p>
7	<p>外国籍市民について</p> <p>門真市第5次総合計画にもあるよう総論には門真市の外国籍市民が増加している統計の記載がある。また第4章においては外国籍市民の増加をふまえて、多文化共生社会の形成をめざすとある。そのことをもっと教育振興基本計画にも盛り込むべきではないか。</p>
8	<p>人権教育について</p> <p>すべての子どもたちが幸せをはぐくみ教育を掲げているのはよいが、不登校・いじめ問題、貧困問題などは子どもの人権を侵害しているものであり、解決へのとりくみとして根本に子どもたちの人権を守る人権教育を基盤に据えるべきである。その人権教育の記述が16ページぐらいにしか記載がない。門真市第5次総合計画では、79ページや101ページなど、たくさん人権教育の記載があるのにも関わらず、基盤として考えていないように受け取れるが、人権教育を後退させる教育振興基本計画なのか。</p>
9	<p>P17④いじめ防止対策の推進について</p> <p>現在学校現場においてはLINEやSNS等によるいじめが増加しているので、それに対する取組も入れていただきたい。</p>

10	<p>P 18 (4) 食育・健康づくりの推進 について</p> <p>食物アレルギーの増加は必ずしも核家族化やライフスタイルの変化と因果関係を有するものではないと思いますが、第一段落の趣旨はそう読み取れてしまいます。食物アレルギーとは必ず食生活に起因するものなのか、肥満や痩身と併記されるものなのか非常に不思議です。</p> <p>こちらが好きでアレルギー児を産んでいるわけではないのでその辺記述にはご留意を。</p>
11	<p>P 18②安全で安心な学校給食の提供について</p> <p>栄養教職員の未配置校への増員やフォローについても重要だと思われるがどのように考えておられるのか。</p>
12	<p>P 19②通級指導教室の拡充について</p> <p>文科省の解釈上、確かにそうなっているとわかっていますが、文章中にある「通常の学級に在籍する」という一文はいらぬのでは。発達障害に掛る通級教室の拡充方針に反し、かえって市民に余計な偏見を抱かせる気がします。</p>
13	<p>P 20 (4) 教職員の専門性の向上 について</p> <p>「校内委員会」という言葉が突如登場していますが、たとえばP 31 の企画会議には脚注があるのにこちらにはなく、校務分掌でどう位置づけるのか、保護者にとって分かりづらい気が。ここもできれば一文解説を付けていただくとありがたいです。</p>
14	<p>P 23①小中一貫カリキュラムの検討について</p> <p>中一ギャップへの課題解決として有効と思われるが、各学校では教職員の理解やノウハウが不足していると思われる。教育委員会として他の地域の実施状況や標準的なものを示す必要や、検討だけでなく実施すべきだと思うがいかがか。</p>
15	<p>P 23 (2) 小中一貫教育の推進の「現状と課題」について</p> <p>門真市では現在小中学校間の指導方法等の違いにより、「中1ギャップ」(中学校の進学において、不登校等の生徒指導上の問題)が起こると読みとることができるのですが、実際に指導方法等の違いが原因というデータがあるのでしょうか。</p>

16	<p>P 28 (2) 小中一貫教育を進める環境づくりについて</p> <p>「義務教育学校」についての記述がありますが、学校は地域コミュニティーの核としての性格も有するので、保護者や地域住民の意向等も反映できるようにしていただきたい。</p>
17	<p>P 30 (4) 学校図書館の充実について</p> <p>実施施策についてはおおむね同意できるが、司書教諭については他の業務と兼任している場合が多く学校図書館司書の配置は重要だと思うがそれについてはどのように考えておられるのか。</p>
18	<p>P 30 (4) 学校図書館の充実の「現状と課題」について</p> <p>学校図書館の充実でも貸出冊数について具体的なデータがなく学校図書館司書の「配置校においては貸出冊数の増加(略)の効果がみられる」とあるがいかがでしょう、もう少し詳しくデータを示されてみては？ 全体の貸出冊数、司書配置後の貸出冊数の伸び、この二つのデータがあって初めて配置の効果を示しうると思います。</p>
19	<p>P 30 (4) 学校図書館の充実について</p> <p>貸出システムの整備についても是非記載してほしい。</p> <p>現状の貸出カード方式は図書館業界ではプライバシーの点で難があると考えられるニューアーク式に近似したものであり、特に思春期にある児童生徒の貸出委縮を招いているとも考えられます。</p>
20	<p>学校図書館担当者の位置づけについて</p> <p>P 30 学校図書館の充実に図書担当教諭や司書教諭、学校図書館司書と三者が併記されていますがこの三者の業務上の位置づけが不明瞭です。</p> <p>P 24③には司書教諭の記載がありません。</p> <p>司書教諭と司書の分掌は国も示しているところですから、門真市としても各々の分掌の原案となるものを提示されても問題ないのでは？</p>
21	<p>P 35①学校予算の裁量権の拡充について</p> <p>ぜひ進めていただきたいので「予算流用の試行」やかつて豊中市や池田市で取組まれた「光熱水費削減分還元制度」についても検討する旨一文追加していただけると現場にやる気が出ます。</p>

22	<p>P 35③効率的な事務体制の構築について</p> <p>「学校事務の共同実施」を推進しても学校に舞い込む事務手続きが減少するわけではないので「学校」そのものの事務負担軽減にはなりません。この文面では「共同実施」の推進に疑問符がつきます。「共同実施」の効果を書くならストレートに「学校内の事務処理効率化による教員の事務負担軽減」とするべきでは。</p> <p>本市内における事務職員加配申請も一律教員の事務負担軽減を目当てとしているはずです。</p> <p>裁量の拡大について、拡大した裁量をどこが担うかも記載してほしいところです。</p> <p>国もチーム学校の推進に合わせて事務職員の名称を「学校運営主事」とする旨検討されていることを考えると、拡大した裁量を掌理する立場として市単独で「事務長」発令について検討する旨記載されるほうが論旨も明確になると思います。</p>
23	<p>貧困対策について</p> <p>国でも「貧困の連鎖を断ち切るために」、子どもの貧困対策がすすめられています。昨年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が定められ、教育、生活、保護者の就労、経済的支援の4つの分野にわたる支援を掲げています。門真市第五次総合計画（改訂版）においても、P68にその子どもの貧困対策の推進について、記載があります。子どもの貧困対策としてKadoma塾しか対策が示されていないが、他にないのでしょうか。貧困の子ども・保護者をサポートするためにはSSWとCSWの連携など学校と福祉をつなぐとりくみなども必要だと思いますがいかがでしょうか。</p>
24	<p>財政措置について</p> <p>都市間競争と絡めて全般的にどれも学力向上が重要と認識されていることがよくわかりますが、図書で例えれば、司書の配置が交付税通りに進まず、図書予算も少なく図書標準冊数に満たない学校もあります。</p> <p>門真の教育行政は交付税措置も十分に予算化できないと言われても仕方がない状況で、これの解消も目標化されてはいかがでしょうか。市教育委員会が財政措置を要求しにくい立場なのは解りますが都市間競争の時代です。何とか交付税通りの予算獲得を目指してほしいです。</p> <p>調べ学習のためとして新聞の購読予算も交付税化されていると聞いています。</p> <p>現状では新聞の購読は消耗品予算でしか賄えず大変厳しい状況です。教</p>

	<p>材備品に教材消耗品の項目があるように、図書予算の中に図書消耗品項目を設け、児童生徒用雑誌や新聞の購読予算に充てることはできないかぜひご検討いただきたいところです。</p> <p>以上のような取組を積極的に進めているところは茨木市のように学力が伸びています。</p> <p>そこが違うのなら違うと市の責任で分析し、市民に対しその旨も明文化いただきたいです。</p>
25	<p>子どもの学びの機会について</p> <p>私の周りには、小中学校で勉強についていけなくなって、高校進学ができなかったり、中途退学した子どもがたくさんいます。そのような若者は、家庭の事情や本人の問題で一人前の社会人に至る過程で一本道を外れてしまった子どもたちです。そのような状態から抜け出すために何とかしたい気持ちはあっても、どこに相談すればいいのか、誰か助けてくれるのかわからないことがネックになっていると思います。彼らがもう一度何らかの形で学びなおす機会を持って、仕事をする上での力を身につけることができれば、その子にとっても、門真市にとっても大変いいことだと思いますので、そのような趣旨の方向性なり、実施事業をどこかのページに追加していただけたらと思います。</p>
26	<p>居場所とキャリア教育について</p> <p>昨今、不登校の児童生徒の先生方が出向かいに訪問されて居られるが目に見えます、だけど学校へは中々行きにくいものだと感じます。何故なら教室へ入っても苦手な児童や生徒の顔が有るからです。以前、青少年補導ネットワーク事業で某中学校区でのパトロールを行った時、団地の片隅で学校を休んで自転車を分解して遊んでいました、すこし質問をして見ると「面白い」から分解しているねん、との回答です。(団地の片隅が良い居場所なんですか)</p> <p>私ごとですが「面白い」が趣味になり、小学校と中学校と高等学校では楽しい科学クラブに入りその後の結果は職業につながりメーカーの映像、音響の技術者として生涯を過ごしました。現在は中学校の科学クラブの補助として訪問しています。</p> <p>児童、生徒が学校へ通学し易い「面白さ」を見つけ出してやり、おもしろ教室等の快い居場所を造る。そして、おもしろ教室の中で職業的なことを学習と実習をして家族の方が働いて喜びと収入を得る為に、疲れ、苦しい思いをしていることを学習してもらうことが必要です。</p>

	<p>専門家や地域の人材が積極的に参加して彼らが自由に学校へ登校することが今後のキャリア教育の推進であると考えますので、そのような趣旨の居場所づくりが必要であると考えます。</p>
27	<p>P46 参考資料「平成27年度全国学力・学習状況調査分析」について 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」の項目が極端に低くなっていますが、課題としてみているのでしょうか？この社会をよくする、主体的に世の中をよくしようとする態度・力をつけさせていないのは点数学力に偏った学校教育を実践しているからではないのでしょうか。また、この課題に対してどのような教育施策を行っていくのでしょうか。</p>
28	<p>P46 参考資料「平成27年度全国学力・学習状況調査分析」について スマホ・LINE・SNS等で子どもを巻き込んだトラブルが絶えません。P46の分析を見てもテレビゲーム・テレビ・スマホ含の時間が2時間以上の子どもたちが増えていますが、そのような課題に対してどのような対策をしていくのでしょうか。</p>
29	<p>P46 参考資料について 第1回教育振興計画策定委員会で提出されていた統計資料で母子家庭率や生活保護世帯等の資料がなくなっている。子どもの貧困問題が社会問題化される中で、教育に関してもこの問題を直視して効果的な施策をするためにも統計資料は必要ではないか？</p>
30	<p>全体について 全体としてこれらの施策を実施するにあたって、教育委員会の役割が大事だと思うが、学校現場と同様に教育委員会事務局も業務量が増大すると考える。事務局の定数改善についても必要だと思うがどのように考えておられるのか。</p>
31	<p>全体について 子ども夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育振興計画ありがとうございました。門真住民として今の教育の現状を知りたいとこの振興計画を興味深く読みました。課題・方向性・具体的対応策と実に分りやすくまとめられておりました。教育の対象の広がり、対応する具体策の豊かさ、門真における教育で、従来より大切にされてポイントにも着目されていました。</p>

門真の子どもたちに、それぞれのすばらしい未来の実現を期待する思いがあふれているものでした。それを具現化する教育現場と一体になったものがもう始まっていることもわかりました。すばらしいと思った部分全部に触れることはできませんが、一部を挙げてみたいと思います。

① 就学前教育を0歳児からととらえていること。実際は胎教から始まっているのですが、核家族化する中で、いかに親をフォローしていかかが中心となると思います。親の成長を支援していった成果は、学齢に達した子どもに結果として見えるものでしょう。幼児教育はその個人の人格形成の基盤になるととても重要な時期です。

② 認定こども園（南幼稚園・南保育園）平成30年開設は門真の幼児養育のモデルとなることでしょう。そこに小学校教諭が関わることは、幼児にとって遊びが学びの場であること、さらにその認識することが小1プロブレムを解消することにつながり、「子どもにとっての学習とは何か、遊びとは」、を指導者として捉えられることでしょう。

③ 小学校5・6年、中学校1年に35人学級編成は学力保障ばかりでなく、中1ギャップや思春期へ、きめ細やかな対応を可能とし、中1に集中するいじめの問題対策としても有効なものと思います。

④ 「自分の将来を描ける力の育成」 自立のために必要な基礎的資質・能力をキャリア教育や職場体験、ゲストティーチャーの講話などは夢をもたせ、夢の実現の一步となることでしょう。

夢を見失いかけた児童生徒にとって、開発的生徒指導は、問題点だけに目を向けるのではなく、子ども達の現状を理解し、そこからの自己実現を助け、自己指導能力を育むこととなり、自分存在を肯定できるような働きかけは世界観をかえることでしょう。

英語でのプレゼンテーションコンテストは、学ぶ、頑張る、評価される、新たな世界が見えると、努力の成果を実感でき、次の目標を生み出すことにつながっているように感じています。

⑤ インクルーシブ教育システムは、門真では「ともに学び、ともに育つ」として取り組まれており、先進市といえるでしょう。さらに進化したユニバーサルデザインに期待します。

門真の教育の方向性を知りました。この計画に合わせて、サポートできる部分を探りながら地域の役割を果せたらと思っています。特に笑顔が届けられるようなことをしたいものです。

第2次門真市読書活動推進計画（素案）に対する
意見募集結果について

1. 案件名
第2次門真市子ども読書活動推進計画（素案）
2. 意見募集期間
平成27年12月1日（火）～12月23日（水）
3. 実施機関（担当所管課）
 - (1) 名称：生涯学習部 図書館
 - (2) 電話番号：06 - 6908 - 2828
4. 閲覧場所
図書館本館、市民プラザ分館、市役所本館入口、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、市立公民館、市立文化会館、市民交流会館（中塚荘）、市民文化会館（ルミエールホール）、女性サポートステーション（WESS）
5. 受付した意見等の件数等
14件 ※3名の方から意見が出されました。
6. 意見に対する考え方
別紙のとおり

第2次門真市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見及び市の考え方

	意見の概要	市の考え方
1	読書ノートへの導入も効果があると思います。自分だけのノートで本を読んで感じた事、考えた事を書くものです。書く事で頭の中が明確になり、深く考えられるようになります。書く事は考える事です。人に見せたり評価を受けるものではありません。	ご意見は、今後、学校及び市立図書館における読書活動推進のための参考とさせていただきます。
2	図書館のボランティアグループが読みきかせの活動をされていますが、最近では、小学生がほとんど来ません。保育園や幼稚園から依頼があれば出張しておはなし会をしています。小学校や中学校でも出張おはなし会ができればよいと思います。	図書館職員やボランティアが学校等に出向き、読み聞かせや本の紹介を行う出張おはなし会や学校訪問が実施できるようPRを行い活動の拡大に努めてまいります。
3	保護者に読書習慣がないなら、子どもの読書習慣を保護者に見習ってもらってはどうかでしょう。子どもが図書館で本を借りて、家に本があれば自然と読むかもしれません。親子のコミュニケーションにもよい。	親子で参加し読書に親しむ行事や、講座等を通じて読書の魅力や親が読書をする事の大切さを伝えていきます。また、それらの行事等へ参加する保護者が増えるよう市広報や図書館ホームページ等を活用し周知に努めてまいります。
4	読書活動の推進のためには、学校全体で図書活動の重要性を共有する事が必要。 (調べ学習も含む) 学校司書と先生との連携も大切。	いただいたご意見のとおり、学校における読書活動推進のためには学校図書館司書を含め、学校全体で重要性を認識、共有することが大切です。そして家庭の協力、市立図書館と連携をし、学校図書館司書の活用を進めながら、学校図書館の充実を図り、子どもたちの読書活動や学習活動を支えてまいります。

5	<p>p10計画の対象は保護者も対象ではないかと思う。保護者が読書の重要性を認識しないと計画は前進しないので、子どもの読書活動への理解を求めるための施策も考えなければと思います。また、保護者以外の大人も読み聞かせの活動に参加してもらえればよいと思うので学校教育課と生涯学習課との連携が重要と思われます。</p>	<p>計画の推進主体は保護者も含めたすべての市民ですが、計画が目的とするのは子どもの読書活動の推進であることから、対象はおおむね18歳以下の子どもとしています。</p> <p>関係機関が連携し、あらゆる機会を利用して、読み聞かせ活動への参加を呼びかけてまいります。</p>
6	<p>この計画が市民に見えるよう提示してほしいです。読書しているガラスケのポスター等、子どもにも分かるようなものがよいと思います。市役所に読書コーナーがあるといいですね。絵本等もおいて、そこで中高生がビブリオバトルをしたり、小学生がおすすめ図書の掲示をしたりしてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご提案のキャラクターの活用等、読書の魅力を分かりやすく伝えていくための方法を検討してまいります。また、読書コーナーの設置等については、今後の読書活動推進のための参考とさせていただきます。</p>
7	<p>小学校入学時に図書館から読み聞かせの招待。ボランティア団体とコラボし入学時に「読み聞かせ」などやって親子で絵本などを楽しむ場をつくる。</p>	<p>小学校入学以降は、幼児期に比べ読み聞かせの機会が減ることからも、小学生を対象とした読み聞かせは大切だと思います。ご提案のように、学校と市立図書館、ボランティアが連携して、読み聞かせの機会づくりに努めてまいります。</p>
8	<p>ボランティアの養成をどのようにやっていくか。大阪市東淀川区の様に市全体が協力して養成機関をつくってほしい。</p>	<p>市立図書館で開催のボランティア養成講座を今後も継続するとともに、他市のボランティア養成の手法も参考とし、より有効な取り組みを検討してまいります。</p>

9	<p>放課後児童クラブへの読み聞かせなどの場をつくり読むという事のすばらしさを紹介する。</p>	<p>P14の■多様な主体による読書の取り組みの推進の中で示しておりますとおり、運営形態に合わせた読書や読み聞かせ等の取り組みを推進してまいります。</p>
10	<p>p12 現状と課題「学校支援地域本部による読み聞かせの取り組み」が紹介されています。具体的に取組まれている校区と頻度なども書いていただけると幸いです。p14でも連携先として例が挙がっていますし、本文写真にも第五中学校区地域会議なるものが紹介されていますが、読み聞かせの実施主体が児童クラブなのか支援本部なのかハッキリしません。読み聞かせの舞台として学校図書館を利用することも社会教育団体の利用ということなら決して不可能ではないのですが、その旨の施設利用の方法紹介や、取り組み事例などもあれば紹介いただけると心強いです。(その成果が指標化されていると一層心強いです)</p>	<p>学校支援地域本部による読み聞かせの取り組みをしている校区についてp12 現状と課題において記載いたします。頻度につきましては、月により異なることもあります。また、学校支援地域本部の取り組み事例としまして、大和田小学校での読み聞かせの写真を掲載いたします。</p> <p>第五中学校区地域会議での読み聞かせの写真につきましては、学校支援地域本部、放課後児童クラブとは関係なく、地域会議の運営によって自治会館で開催された「子育てサロン」の様子です。その中のプログラムの一つとして読み聞かせを市立図書館の読み聞かせボランティアが行っているもので、地域が主体となった取り組みの一例として写真を掲載しています。</p>
11	<p>p17 特別な支援を必要とする子どものための資料の充実 についてこのような資料案内がぜひ学校にも届いてくれればありがたいなあと思います。実際には図書館からこの種の案内が届いた記憶がありません。どうぞご検討ください。</p>	<p>現在は、市立図書館からそのような案内は作成しておりません。ご提案のように、資料の情報や利用案内の周知は必要であり、今後の参考とさせていただきます。</p>

12	<p>p20「読書週間」の設定が取り上げられています。ご存知の通り読書週間は年二回(一般、子供向け)ありますが、学校としてはどちらに図書館のサポートが入るのかわかりづらいです。期間を特定して紹介いただけると助かります。</p>	<p>読書週間は、公益社団法人読書推進運動協議会が設定したものの他、それぞれの学校の読書活動を進める中で独自に設定され、さまざまな取り組みをしています。このことから、p20 施策の方向性において「読書週間」と記述している箇所を「学校独自に実施する読書週間」と変更いたします。</p> <p>現在も学校への支援を行っており、今後も学校と連携をとりながら、引き続き実施してまいります。</p>
13	<p>p21について、門真市の学校はおそらく全校で司書教諭の職指定がされているはずですが、司書教諭が文面に全くないのは理解に苦しみます。これは p23 の中ほどの「研修・交流会の実施」でも同様です。勤務先ではたまたま図書館担当教諭＝司書教諭ですが、例年そうとも限りません。下部の囲みではさらに範囲が狭く「学校図書館司書と図書館職員・司書の連携」となっており、確かに現実に司書未配置校に対する図書館からのサポート体制はないに等しい状況ですが、今後のとりくみもそれでいいのだな、と読んで感じます。</p>	<p>ご指摘の司書教諭につきましては、p21①の■蔵書の充実の冒頭を「司書教諭、図書担当教諭、学校図書館司書」に、p23 のご指摘の箇所は■司書教諭、図書担当教諭、司書教諭と図書館司書の研修・交流会の実施に変更いたします。</p> <p>下部の囲み「学校図書館司書と図書館職員・司書の連携」の部分については学校図書館司書の配置を促進し、図書館との連携をより進めていきたいことから学校図書館司書との連携について記載していましたが、広く学校図書館と市立図書館との連携を進めていく必要があることから、下部の囲みは「学校図書館と市立図書館の連携」に変更いたします。</p>
14	<p>p23①「団体貸出の推進」と例示されていますが未だかつて図書館から団体貸出に関してどういう形で周知があったのか記憶にありません。「スムーズな物流システム」についてもどういうものを目指し</p>	<p>市立図書館から学校への団体貸出の周知は、年度当初の校長会、教頭会で「学校訪問」「図書館見学」「団体貸出」についての利用の手引きを配付する方法をとっておりますが、より周知が進むよう周知方法の検討を行って</p>

<p>ておられるのか、現状何らかのシステムがあって、その改善なのか、まったくないところから作るのか。そこでも全然現場のとらえ方は違います。もう少し明確に記載いただければありがたい。システムについて言えば、可能な限り早急に図書館と同じコンピューターによる貸出システムの整備が必要です。現状、門真市のほとんどの学校はニューアーク式に近似した貸出システムですが、門真市立図書館としてこの方式が図書館の自由に則ったものかご意見を伺いたいです</p>	<p>まいります。</p> <p>また、本の貸出、返却については、現在、教員が来館し借りる本を持ち帰っていただいています。返却時と同じです。そのため、教員の負担ができるだけ少なく本の運搬を行うことができる方法の検討を進めてまいります。</p> <p>貸出システムについては、どの方式であっても情報の管理に留意することが求められます。</p>
--	--

第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について

ひとり親家庭等が安定した生活を営み、子どもが健やかに成長できるように、支援のあり方や方向性を示すものとして「門真市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定作業を進めています。パブリックコメント手続きにより、計画素案に対する意見を募集します。

1. 案件名

第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）

2. 提出資格

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有するもの

3. 意見の提出方法

様式は自由としますが、案件名、住所、氏名、連絡先を記入し、直接または、郵送（当日消印有効）、FAX、Eメールで提出してください。

4. 募集期間

平成28年1月26日（火）～2月14日（日）（必着）

5. 閲覧場所

子育て支援課、市役所本館宿直前、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、門真市民プラザ、市立公民館、文化会館、市民交流会館中塚荘、図書館本館、市民文化会館ルミエールホール、女性サポートステーション

※市ホームページでもご覧になれます。

6. 意見提出・問合せ先

〒571-8585 門真市中町1番1号

門真市役所教育委員会事務局こども未来部子育て支援課

電話番号（直通） 06-6902-6148

FAX 06-6902-0656

Eメールアドレス jido@city.kadoma.osaka.jp

注) いただいた意見は原則として公開しますが、それぞれの意見に対し直接の回答は行いません。

注) 電話での意見は受け付けておりません。

門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針の改正について

【改正目的】

人事院の「懲戒処分の指針について」の一部改正に伴い、本市教育委員会も見直しを行うもの

【改正内容】

1 変更項目

(公務外非行関係)

○痴漢行為について

現在	変更後
公共の乗物等において痴漢行為をした場合	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合

2 追加項目

(公務外非行関係)

○横領について

追加する標準例	標準的な処分量定
イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合	減給又は戒告

○盗撮行為について

追加する標準例	標準的な処分量定
公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合	停職又は減給

3 規定整備

(公務外非行関係)

○横領について

現在	変更後
自己の占有する他人の物を横領した場合	ア 自己の占有する他人の物を横領した場合

○公的債権の滞納等について

現在	変更後
⑬公的債権の滞納等	⑭公的債権の滞納等

【施行日】平成28年1月1日

門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針

平成28年 1 月

門真市教育委員会

門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針の策定について

平成20年3月1日

教育総務課

これまで教育委員会においては、職員の懲戒処分等を行う場合に指針がなく、門真市職員分限懲戒審査会においても、「過去の例」を判断基準とし、審査対象となる事象ひとつひとつに対し、個々の対応として、「過去の例」による判断でもって処分の方向付け、決定を行っていた。

また、19年4月に開催された審査会において、「今後はある一定の指針が必要である」とされ、処分の公平性・透明性を明らかにし、公務員倫理を保ち、市民から信頼される職員として行動するためにも、指針の策定が必要とされていた。

これらから、この度、門真市職員の懲戒処分等の指針が人事課において策定されました。教育委員会としても同様の指針を策定し、指針を処分の拠り所とし、処分の公平性、透明性を高めたところである。また、非行の疑いがある場合には、この指針でもってそれに対する処分の有無を明確化し、事実を捉え、その職員を厳正に処分し、あるいは処分の対象とならないことを明確にし、処分の可否の拠り所としても活用する。

この指針は、全職員に対し、周知されるものであり、特に所属長にあっては教育委員会への報告義務が課せられることから、留意が必要である。

また、通常の業務における上司からの指導上あるいは育成上の「注意」と処分による「注意」は、その性質が異なることに十分に留意し、管理監督の立場にある者にあっては、適宜、部下の指導と育成の上、必要な「注意」を怠らないよう常に心がけておくこと。

門真市職員の懲戒処分等の指針

I. 基本事項

本市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員(府費負担教職員を除く。以下これらを「職員」という)は、常に市民の奉仕者として、職務はもちろん職務外である個人の行為であっても地方公務員であることの自覚をもち、服務規律の確保と公務員倫理を保持し、市民から信頼される職員としての行動をとらなければならない。

本指針は、懲戒処分等に関する透明性、公平性を確保し、標準的な懲戒処分又は指導上の措置(以下「懲戒処分等」という。)を示し、職員に公務員としての自覚を喚起し、不祥事防止を図ることを目的とする。

量定の決定にあたっては、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断する。具体的には以下の項目を考慮する。

- 1 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
- 2 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
- 3 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
- 4 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
- 5 過去に非違行為を行っているか。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、それらについては、標準例に掲げる取扱いを参考とし、判断する。

また、5の「過去に非違行為を行っているか」については、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、量定を加重する。

II. 懲戒処分等の種類

1. 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により、教育委員会が書面により、職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

- (1) 免職 職員としての身分を失わせる処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料および地域手当の合計額の月額額の10分の1以下を給与から減ずる処分
- (4) 戒告 文書により、非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

2. 指導上の措置

教育長、教育次長、部長及び所属長が、職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるために行う行為で、1. に当たらない次のもの

- (1) 訓告 教育委員会名で文書により行う注意
- (2) 嚴重注意 教育委員会名で文書により行う注意
- (3) 注意 教育委員会名で文書により行う注意
- (4) 口頭注意 口頭により行う注意

III. 標準例

事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
一 般 服 務 関 係	①欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合			●	●	
		イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合		●	●		
		ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	●	●			
	②休暇の虚偽請求	病気休暇、特別休暇又は介護休暇について虚偽の請求をした場合			●	●	
	③タイムレコーダーの不正打刻	タイムレコーダーの代理打刻を依頼し、又は依頼を受けてタイムレコーダーの代理打刻を行った場合			●	●	
	④勤務態度不良	ア 正当な理由なく勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●	
		イ 上司の正当な職務命令に背き、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●	

事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
一 般 服 務 関 係	⑤職場内秩序びん乱	ア 暴行により職場の秩序を乱した場合		●	●		
		イ 暴言により職場の秩序を乱した場合			●	●	
		ウ その他の事由により職場の秩序を乱した場合			●	●	
	⑥公文書不正使用・偽造及び公印不正使用	ア 公文書を不正に使用した場合		●	●		
		イ 公文書を偽造した場合		●	●		
		ウ 公印を不正に使用した場合		●	●		
	⑦不作為等	ア 不作為により職務に重大な支障を与えたり、信用失墜に至った場合			●	●	訓告
		イ 職務怠慢等により職務に重大な支障を与えたり、信用失墜に至った場合				●	訓告 嚴重注意 注意 口頭注意
	⑧虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合			●	●	
	⑨営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した場合			●	●	
	⑩違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合			●	●	
		イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	●	●			
⑪情報の漏えい	個人情報や施策に関わる情報を過失又は公文書の不適切な管理によって外部へ漏らした場合、若しくは外部へ漏れる恐れを生じさせた場合			●	●		
⑫秘密の漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	●	●				

事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
一 般 服 務 関 係		イ 門真市個人情報保護条例第3条の規定に違反して職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用し、又は個人情報を機関外に漏らす恐れを生じさせた場合	●	●			
	⑬個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合			●	●	
	⑭政治的行為の制限違反	ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした場合			●	●	
		イ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした場合		●	●		
		ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合	●	●			
	⑮官製談合	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った場合	●	●			
	⑯施設利用者等に対する暴行・傷害	ア 施設利用者等に暴行を加えた職員が、傷害するに至らなかった場合		●	●		
		イ 施設利用者等の身体を傷害した場合	●	●			
	⑰セクシュアル・ハラスメント	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした場合	●	●			

事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
一 般 服 務 関 係	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合		●	●			
	ウ イの場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	●	●				
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合			●	●		
	オ エの場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合		●	●			
	⑱パワーハラスメント	職務上の指導範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動（過度の責任又は失敗の追及、過度の能力否定、過度の性格又は人格の否定（無視することを含む。）等）を継続的に繰り返した場合		●	●	●	
	⑲公務員倫理違反	ア 賄賂を収受した場合	●	●			
		イ 利害関係者から供応接待を受けた場合		●	●	●	
		ウ 利害関係者と公務員倫理違反に該当する意思を持って共に飲食し、遊戯し、又は旅行をした場合				●	
	⑳内部通報者の詮索等	ア 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした場合		●	●		
		イ 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した場合		●	●		
㉑コンピュータの不適正利用	職場のコンピュータを不正な目的で使用した場合			●	●		

事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
公 金 等 取 扱 関 係	①横領	公金又は市の財産を横領した場合	●				
	②窃取	公金又は市の財産を窃取した場合	●				
	③詐取	人を欺いて公金又は市の財産を交付させた場合	●				
	④紛失	公金又は市の財産を紛失し市に多大な損害を及ぼした場合			●	●	
	⑤盗難	重大な過失により公金又は市の財産の盗難に遭い市に多大な損害を及ぼした場合				●	訓告
	⑥市の財産の損壊	ア 故意に市の財産を損壊及び破壊し、市に多大な損害を及ぼした場合			●	●	
		イ 不注意により市の財産（電子情報を含む。）を損壊及び破損し、市に多大な損害を及ぼした場合					訓告 嚴重注意 注意 口頭注意
	⑦出火・爆発	過失により職場において市の財産の出火、爆発を引き起こした場合			●	●	
	⑧放火	市の財産に放火した場合	●				
	⑨諸給与の違法支払・不適正受給	ア 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合			●	●	
イ 故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合				●	●		
⑩公金又は市の財産の処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は市の財産の不適正な処理をした場合			●	●		
公 務 外 非 行 関 係	①放火	放火をした場合	●				
	②殺人	人を殺した場合	●				
	③暴行・傷害	ア 暴行を加え、又はけんかをしたが人を傷害するに至らなかった場合			●	●	
		イ 人の身体を傷害した場合		●	●		
	④器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合			●	●	
	⑤横領	ア 自己の占有する他人の物を横領した場合	●	●			
		イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合			●	●	
	⑥窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	●	●			
イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合		●					

事 由		懲戒処分等の種類					
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置	
公務外 非行 関係	⑦詐欺・恐喝	ア 人を欺いて財物を交付させた場合	●	●			
		イ 人を恐喝して財物を交付させた場合	●	●			
	⑧賭博	ア 賭博をした場合			●	●	
		イ 常習として賭博をした場合		●			
	⑨麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持し、又は使用した場合	●				
	⑩酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合			●	●	
	⑪淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	●	●			
	⑫痴漢行為	公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合		●	●		
	⑬盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合		●	●		
	⑭公的債権の滞納等	公的債権を滞納し、履行の督促等にもかかわらず滞納し続けた場合			●	●	
交通事故・交通法規違反関係	①飲酒運転事故等	ア 酒酔い運転をした場合	●	●			
		イ 酒気帯び運転で事故を起こした場合	●	●			
		ウ 酒気帯び運転をした場合	●	●	●		
		エ 酒酔い運転及び酒気帯び運転の車に同乗した場合	●	●	●		
		オ 無免許で飲酒運転及び酒気帯び運転をした場合	●	●			
	②飲酒運転以外の交通事故等	ア 人を死亡させた場合	●	●	●	●	
		イ アの場合において、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした場合又は事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	●				
ウ 人の身体を傷害した場合				●	●	訓告	

事 由		懲戒処分等の種類				
		免職	停職	減給	戒告	指導上の措置
交通事故・交通法規違反関係	エ ウの場合において、無免許運転等の悪質な交通法規違反をした場合又は事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	●				
	オ 他人の物を損壊し、又は市に損害賠償を発生させた場合					訓告 嚴重注意 注意
	カ オの場合において、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合				●	
	キ 無免許運転をした場合		●	●		
	ク キの場合において、他人の物を損壊する交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合		●			
	ケ 著しい速度超過をした場合		●	●	●	訓告
監督責任関係	①指導監督不適正			●	●	訓告 嚴重注意 注意 口頭注意
	②非行の隠ぺい・黙認		●	●		

IV. 報告義務

職員に法令若しくは条例又は職務上の義務違反その他懲戒処分に該当する非違・非行行為があった場合又はその疑いのある場合は、直ちに所属長は学校教育部教育総務課長を通じ、市長へ報告しなければならない。

V. 内部通報

1. 非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。
2. 非違行為の事実を自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分等の量定を

軽減することができるものとする。

VI. 公表基準

1. 公表する懲戒処分等

- (1) 地方公務員法の規定に基づく懲戒処分
- (2) 地方公務員法の規定に基づく刑事処分に関し起訴された場合の休職処分
- (3) 特に市民の関心が大きい事案又は社会に及ぼす影響の著しい事案に係る指導上の措置

2. 公表の例外

被害者等が公表しないように求めている事案は公表しない。

3. 公表する内容

公表する内容は、原則として、被処分者の所属部局、本庁・現地機関の別、職位、年齢、性別、処分内容、処分年月日及び処分理由とする。

なお、懲戒免職の場合、又は社会的影響が大きな事件で起訴等により氏名等が公にされている場合等は、所属名、職名、氏名等についても公表する。

被害者のある事案においては、被害者等の事情に十分配慮した上で公表する。また、公表することによって、被害者等に不利益が生じる恐れがある場合、公表しないことがある。

4. 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は、広報誌、ホームページ、報道機関への資料提供等により行う。

VII. 施行期日

この指針は、平成20年3月1日から施行し、同日以後に処分事由となる非違行為があった事案について適用する。

附 則

この指針は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年1月1日から施行する。

平成 年 月 日

門真市教育委員会 様

報告者(所属長) 所 属

氏 名

報 告 書

門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針Ⅳ(報告義務)の規定に基づき、
次のとおり報告します。

発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
発生場所		
対象職員	所 属	
	氏 名	
事件・ 事故の 概 要		
事後措置		

「平成28年門真市成人祭」の結果について

- 目的 : 新たな門出を迎える新成人を祝い励ますため
開催日 : 平成28年1月11日(祝)
開催時間 : 午前10時30分～午前11時10分(約40分)
会場 : 門真市民文化会館ルミエールホール大ホール
対象人数 : 平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの門真市民
1,308人(男661人,女647人)
参加者 : 865人(男424人,女441人)
参加率 : 66.1%(前年参加率64.6%)
主催 : 門真市
門真市教育委員会
門真市成人祭プロジェクト
記念品 : タンブラー
式次第 : 映像「恩師からのメッセージ」
開式
国歌斉唱
市長式辞
市議会議長祝辞
府議会議員祝辞
門出の言葉(門真市成人祭プロジェクト)
「旅立ちの日に」斉唱
閉式
協力団体 : 門真市子ども会育成連合会
ボーイスカウト門真第1団
門真市青少年指導員
門真市PTA協議会

音楽と活気のあるまちづくり推進事業報告

音楽のある街へ みんなでつくる門真の第九 2016

1. 公演日時 平成28年1月17日(日) 午後3時から午後4時45分まで
2. 会場 門真市民文化会館ルミエールホール 大ホール
3. 内容 みんなでつくる門真の第九実行委員会の主催により、ベートーヴェン、交響曲第九番第四楽章などを演奏する公演が行われました。今回の公演は、市制施行50周年記念として、2年前に開催したコンサートを、市民自らが実行委員会を組織して継続されたものであり、本市のイメージアップを図り、市民であることを誇りに思える街となることを目指して開催されたものです。
公演では、最も有名な部分を会場全員で歌う一幕もあり、まさに「みんなでつくる門真の第九」となっておりました。
4. 来場者数 856人
5. 出演者数 186人
(指揮者、ソリスト4人、合唱団107人、オーケストラ74人)

